

長 期

群馬例規第25号(教)

令和2年7月20日

各 所 属 長 殿

群馬県警察本部長

群馬県警察術科特別訓練員運営要綱の制定について(例規通達)

この度、別添のとおり群馬県警察術科特別訓練員運営要綱を制定したから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、群馬県警察術科指名選手運営要綱の制定について(昭和61年群馬例規第21号)及び群馬県警察術科指名選手の種目別担当部長の指定について(平成22年4月1日付け群教第165号通達)は、廃止する。

別添

群馬県警察術科特別訓練員運営要綱

第1 目的

この要綱は、群馬県警察（以下「県警察」という。）の術科の特別訓練員に対する訓練を総合的かつ計画的に行い、その術科技能の向上を効果的に推進することを目的とする。

第2 術科特別訓練員

1 設置

県警察に術科特別訓練員（以下「特練選手」という。）を置き、第4の規定により警察本部長（以下「本部長」という。）に指名された者とする。

2 種目

特練選手が訓練を行う術科の種目は、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃射撃とする。

3 名称等

- (1) 特練選手の名称は、特別訓練員に術科の種目を冠するものとする。
- (2) 特練選手の呼称は、名称に群馬県警察を冠するものとする。

4 責務

特練選手は、特練選手としての自覚と誇りを持って訓練に励むほか、積極的に自主訓練を実施して、体力及び気力の錬成並びに技能の向上に努めなければならない。

第3 推進体制

1 総括術科特別訓練員推進責任者

- (1) 県警察に総括術科特別訓練員推進責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者の任務は、次の事項とする。
 - ア 訓練状況を随時視察して督励すること。
 - イ 術科大会に出場する特練選手を激励し、及び応援すること。
 - ウ その他訓練の効果的推進と特練選手の士気の高揚を図ること。

2 種目別術科特別訓練員推進責任者

- (1) 県警察に種目別術科特別訓練員推進責任者（以下「種目別責任者」という。）を置き、次表左欄に掲げる種目ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる者をもって充てる。

種目	種目別責任者
柔道	刑事部長
剣道	生活安全部長

逮捕術	地域部長
拳銃射撃	警備部長

(2) 種目別責任者の任務は、その担当する種目に係る前記1の(2)のアからウまでの事項とする。

3 術科特別訓練員訓練実施責任者

(1) 県警察に術科特別訓練員訓練実施責任者（以下「訓練実施責任者」という。）を置き、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）をもって充てる。

(2) 訓練実施責任者は、5に規定する訓練指導者を指揮し、特練選手が所属する所属の長（以下「派遣元所属長」という。）と緊密な連絡を取り、特練選手の訓練を効果的に実施するものとする。

4 術科特別訓練員訓練実施副責任者

(1) 県警察に術科特別訓練員訓練実施副責任者（以下「訓練実施副責任者」という。）を置き、首席術科指導官をもって充てる。

(2) 訓練実施副責任者は、訓練実施責任者を補佐するとともに、特練選手及び5に規定する訓練指導者の指導を行うものとする。

5 術科特別訓練員訓練指導者

(1) 県警察に術科特別訓練員訓練指導者（以下「訓練指導者」という。）を置き、第4の規定により本部長に指名された者とする。

(2) 訓練指導者は、訓練実施責任者の命を受け、担当する種目の特練選手を掌握して訓練指導を行い、選手の体力及び気力の錬成並びに技能の向上を図るとともに、訓練状況を随時、種目別責任者及び訓練実施責任者に報告しなければならない。

6 派遣元所属長

派遣元所属長は、特練選手の訓練参加を容易にするため、勤務等に配慮するとともに、自主訓練の督励に努めるものとする。

第4 指名等

1 指名

(1) 特練選手及び訓練指導者については、術科の各種目について指名するものとする。

(2) 特練選手又は訓練指導者（以下「特練選手等」という。）は、警察職員（特練選手については、警察官に限る。）の中から、特練選手等にふさわしい者として訓練実施責任者が推薦した者のうちから本部長が指名するものとする。

(3) 本部長は、特練選手を指名した場合は、指名書（別記様式）を交付するものとする。

る。

- (4) 本部長は、訓練指導者を指名した場合は、特に指導能力に優れた者を監督として指名するものとする。この場合において、監督以外の訓練指導者については、コーチとして指名するものとする。

2 任期

特練選手等の任期は、1年度（指名の日から翌年の春の人事異動までの間をいう。）とする。ただし、再指名を妨げない。

3 指名の解除

本部長は、特練選手等が任期の途中において、次のいずれかに該当する場合は、訓練実施責任者の上申により、その指名を解除するものとする。

- (1) 訓練若しくは指導を怠り、品位を汚し、又は特練選手等としてふさわしくない行為のあった場合
- (2) 傷病その他の事由により、訓練又は指導を続けることができなくなった場合
- (3) その他指名を解除する必要があると認めた場合

第5 派遣要請

1 要請

所属長は、所属における術科訓練を効果的に実施するため、必要がある場合は、訓練実施責任者に特練選手の派遣を要請することができるものとする。

2 派遣

訓練実施責任者は、前記1の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、派遣元所属長と協議の上、特練選手を派遣するものとする。